

さいたま市規則第45号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する 条例施行規則

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業に係る届出）

第2条 条例第35条第1項及び第2項の規定による事業の開始の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- (1) 事業者の履歴書等の経歴がわかる書類（法人にあっては、履歴事項全部証明書）
- (2) 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）
- (4) 建物の外観、居室、設備等の写真
- (5) 建物の平面図
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書及び資格を証明する書類
- (7) 運営規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第35条第3項から第5項までの規定による届出事項の変更の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届（様式第3号）に当該変更に係る関係書類を添えて提出することにより行わなければならない。

3 条例第35条第6項の規定による事業の廃止の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書）

第3条 条例第45条第2項の規定による職員の携帯すべき証明書は、様式第5号のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始するに当たり、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第1項又は第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

ふりがな	
名 称	

2 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況

ふりがな	
(1) 氏名又は名称	
(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
(3) 経歴及び資産状況	

※ 次の書類を添付すること。

- (1) 事業者の履歴書等の経歴がわかる書類（法人にあっては、履歴事項全部証明書）
- (2) 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類

3 定款その他の基本約款
別紙のとおり

4 建物その他の設備の規模及び構造

(1) 建築年月日 (2) 定員等 (3) 面積 (4) 使用設備の一覧	建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）のとおり
---	----------------------------------

※ 建物の外観、居室、設備等の写真及び平面図を添付すること。

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

(1) 施設の管理者	
(2) 実務を担当する 幹部職員	

※ 履歴書及び資格を証明する書類を添付すること。

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

※ 運営規程を添付すること。

備考 この届出書は、社会福祉法人が当該事業を開始したときは開始の日から1月以内に、それ以外の者が事業を開始しようとするときはその事業の開始前に、市長に提出してください。

様式第2号（第2条関係）

建物その他の設備の規模及び構造に関する調書

1 基本情報

(1) 施設名及び棟名		
(2) 施設所在地		
(3) 建築年月日	年	月 日
(4) 連絡先	施設	
	緊急時	
(5) 管理者（専任）		

2 規模及び構造

(1) 定員	人	
(2) 面積	敷地	m ²
	延床	m ²
(3) 構造	造 階建て	
	うち施設として使用する部分	階部分（全部 ・ 一部）

3 設備

設備名称	専用又は共用	設置場所、設置数等
(1) 居室		
(2) 炊事設備		
(3) 洗面所		
(4) 便所		

様式第3号（第2条関係）

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業について、届出事項に変更が生じたため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第3項、第4項又は第5項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 変更事項（変更する項目の番号に○をつけること。）

- (1) 施設の名称
- (2) 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造
- (5) 事業開始の年月日
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

3 変更内容

（変更前）

（変更後）

4 変更事由

5 変更年月日
年 月 日

備考 この届出書は、届出事項の変更から1月以内に市長に提出してください。ただし、社会福祉法人以外の者が2(4)、2(5)及び2(7)を変更しようとするときは、変更の日前にあらかじめ提出してください。

様式第4号（第2条関係）

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

注

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業を廃止したため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 廃止事由

3 廃止年月日
年 月 日

備考 この届出書は、当該事業の廃止の日から1月以内に市長に提出してください。

様式第5号（第3条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
<p>次の者は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第45条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。</p>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	所 属 職 名 氏 名	さいたま市長 印
年 月 日発行		

（裏）

<p>さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（抜粋） （報告徴収、立入検査等） 第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
